

令和2年(ネ)第1349号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口博ほか26名

被控訴人 国

答弁書

令和3年5月31日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎
東京法務局訟務部(送達場所は別紙2のとおり)

部 付 河 合 陽 介

法務事務官 柴田唯人 

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

内閣府大臣官房番号制度担当室

参事官 高木 有生 

参事官補佐 船木 麻央 

参事官補佐 平岡 敬博 

主査 須田 悠太郎 

主査 大山 伊知郎 

主査 鈴木 亮佑 

内閣府事務官 後藤田 悠人 

内閣府事務官 鹿目 優 

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局住民制度課

課長補佐 光永祐子 

課長補佐 白井智彦 

係長 手塚聰 

係長 瀧口健太 

主査 小林広生 

主査 内山諒子 

総務事務官 渡辺翔太郎 

総務事務官 松本大介 

総務事務官 市川朝陽 

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省大臣官房個人番号企画室

参事官補佐 岡山宏二 

主査 小畠洸陽 

総務事務官 天野造 

総務事務官 中村将 

総務事務官 河見啓太郎 

第1 指訴の趣旨に対する答弁	4
第2 被控訴人の主張	4
1 はじめに	4
2 宪法13条のプライバシー権に関する控訴人らの主張について	4
3 原判決の判断枠組みに関する控訴人らの主張について	10
4 原判決のあてはめに関する控訴人らの主張について	12
5 個人番号カード普及促進策に関する控訴人らの主張について	21
第3 求釈明に対する回答等	23
1 はじめに	23
2 求釈明①について	23
3 求釈明②について	24
4 求釈明③について	25
5 求釈明④ないし⑥について	26
6 求釈明⑦について	26
第4 結語	26

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審における口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であって、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

これに対し、控訴人らは、控訴人らの令和2年10月30日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において、原判決には誤りがある旨るる主張するところ、その内容は、原審における主張の繰り返しか、あるいは控訴人ら独自の見解に基づいて原判決を批判するものにすぎず、それらにはいずれも理由がないことは明らかであるが、被控訴人は、以下において、念のため、控訴理由書における控訴人らの主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等の使用については本書面において新たに定義するもののほかは、原判決の例によるものとし、原判決に記載のないものは、被控訴人の原審における準備書面等(以下、原審における被控訴人の準備書面を「原審被告第1準備書面」などという。)の例による。

2 憲法13条のプライバシー権に関する控訴人らの主張について

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、憲法13条のプライバシー権を「自己情報コントロール権」としてとらえ、「自己に関する情報を、収集、保存、利用及び提供されるごとについて、情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利」をも包含するものである旨主張しているところ（原審原告準備書面(7)4ページ、原判決6ページ）、原判決が、「個人に関する情報は、社会通念に照らした秘匿性や私事性の強弱、当該個人に関する情報を保有する目的、個人に関する情報を保有することにより生ずる利益と弊害、当該個人が主観的に秘匿を求める程度の大小などに照らして、様々な類型のものが存在すると認められる。現状においては、上記のように様々な類型が存在する個人に関する情報のうち、情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行うことを権利として認めるべき情報が何であるかが明確に定まっているとは認め難い。そうすると、これら個人に関する情報を、一律に情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利を憲法13条が保障しているとはいえない。原告らは、個人番号制度で取り扱われる個人に関する情報は自己情報コントロール権の中核となる個人情報であり、これらが自己情報コントロール権の対象となることは明らかであると主張するが、個人番号制度で取り扱われる情報は多種多様であることや、従前も行政機関等において取り扱ってきた情報であって、その際に情報主体の同意によるコントロールが必須のものとして取り扱っていたとは認められないことに照らしても、上記主張はその前提を欠くものとして失当であり、これを憲法上の権利として認めることはできない。」と判断した（原判決56及び57ページ）ことに対して、控訴人らの主張に対するかみ合った否定の理由を述べていないと主張する（控訴理由書5ないし11ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 憲法13条は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表さ

れない自由」を保障したものであると解され、これを超えて自己情報コントロール権を保障したものであるとは解されず、また、自己情報コントロール権が差止請求及び削除請求の根拠たり得る実定法上の権利であるとも認められないこと、かかる解釈が住基ネット判決その他の最高裁判例に沿うものであることは、従前から被控訴人が主張しているとおりである（原審被告第1準備書面7ないし9ページ、原審被告第2準備書面5及び6ページ、原審被告第3準備書面6及び7ページ）。

(ア) すなわち、自己情報コントロール権を実体法上の権利として明示的に定めた法令は存在しない。行政機関個人情報保護法も、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権を明文で定める（同法12条、27条及び36条）にとどまり、それ以上に自己情報コントロール権を認めたものとは解されない。また、自己情報コントロール権を論ずるに当たっては、「自己に関する情報」とは何か、「コントロール」とはどのような行為かなど、同権利の外延及び内容（誰に対して何を請求できる権利か）を明確にする必要があるところ、これらの点について統一した見解は見られない（増森珠美・最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕153ページ参照）のであって、その概念はいまだ不明確である。

このように、自己情報コントロール権は、その概念自体がいまだ不明確であり、統一的な理解が得られていないものであるから、名誉権などのようなそれのみで排他性を有する人格権とは異なり、差止請求及び削除請求の根拠たり得る実体法上の権利とは認められない。

(イ) 最高裁判例は、控訴人らが控訴理由書において摘示する判例も含めて、憲法13条により保障された人権としての「プライバシー権」が認められるか否か、その内容はどのようなものであるか等については判示しておらず、また、私人間においてプライバシー侵害が違法と認められた事案でも、人格権としての「プライバシー権」を認めることについては、

慎重な立場をとっている。このことは、「プライバシー」という概念自体が極めて多義的であってその外延及び内容が不明確であることを考慮したものと考えられる（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕154ないし158ページ参照）。

また、不法行為の成否等が問題となった場面においても、伝統的なプライバシー概念に属する権利ないし利益を超えて、いわゆる情報コントロール権又はこれに類する内容の権利ないし人格的利益が認められるか否かについて判示した最高裁判例もない（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕161ページ参照）。

この点、住基ネット判決は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由という限度では、これが憲法13条により保障されることを肯定したが、「プライバシー権」ないしその一内容としての「自己情報コントロール権」が憲法上保障された人権と認められるか否かについては正面から判断していない。もっとも、住基ネット判決があえて住基ネット訴訟控訴審判決と異なる判断枠組みを採用していること、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」については明示的に憲法13条により保障された人権として認める判断をしていることとの対比からすれば、少なくとも、住基ネット訴訟控訴審判決が肯定したところの、行政機関による個人識別情報の管理、利用等に同意するか否かを自ら決定する権利という内容の「自己情報コントロール権」については、憲法上の人権とは認められないとの判断を前提にしたものと解される（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕162ないし164ページ（注14）参照）。

また、住基ネット判決が、行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為について、データマッチングの抽象的可能性を前提としつつ（住基ネット訴訟控訴審判決と異なり、デー

タマッチングの具体的な危険が生じているとはいえない旨判示している。), 上記のとおり, 自己情報コントロール権について, 憲法上の人権とは認められないと判断していることからすると, 住基ネット判決は, 行政機関が情報提供ネットワークシステムにより個人に関する情報を収集等することによりデータマッチングを行う抽象的可能性があることをもって直ちに, 憲法上「自己情報コントロール権」や「自己に関する情報を, 収集, 保存, 利用及び提供されることについて, 情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利」が保障されていると解するべきではないことを示すものといえる。

イ 原判決が, 「様々な類型が存在する個人に関する情報のうち, 情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行うことを権利として認めるべき情報が何であるかが明確に定まっているとは認め難い。そうすると, これら個人に関する情報を, 一律に情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利を憲法13条が保障しているとはいひ難い。」と判示していることからすれば(原判決56ページ), 原判決は, 「プライバシー」という概念自体が極めて多義的であってその外延及び内容が不明確であることを考慮し, 自己情報コントロール権又は自己に関する情報を, 収集, 保存, 利用及び提供されることについて, 情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利について, 憲法上の人権として認められないと判断したものと考えられるから, 従前の最高裁判例に沿うものである。

その上で, 原判決は, 「原告らは, 個人番号制度で取り扱われる個人に関する情報は自己情報コントロール権の中核となる個人情報であり, これらが自己情報コントロール権の対象となることは明らかであると主張するが, 個人番号制度で取り扱われる情報は多種多様であることや, 従前も行政機関等において取り扱ってきた情報であって, その際に情報主体の同

意によるコントロールが必須のものとして取り扱われていたとは認められないことに照らしても、上記主張はその前提を欠くものとして失当であり、これを憲法上の権利として認めることはできない。」と判示している（原判決56及び57ページ）。

したがって、控訴人らの主張に対するかみ合った否定の理由を述べていないとの控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

ウ なお、控訴人は、日本政府が平成30年9月14日に欧州委員会宛てに提出した「法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用」を引用した上（控訴理由書7ページ）、「国は、①『日本国憲法第13条及び判例にて、憲法上の権利としてのプライバシー権を認めている』こと、及び、②行政機関個人情報保護法は『憲法に基づき、かつ憲法の規定を具体化する』ものであることを宣言している。」などと主張し（同9ページ）、「日本においてもEUと同程度のプライバシー権、自己情報コントロール権は保障されなければならず、原判決にはその点で誤りが存する」旨主張する（同5ないし11ページ）。

しかしながら、控訴人らの上記主張は、欧州委員会への書簡の参考仮訳（甲第86号証）に基づくものであるが、同書簡の控訴人ら指摘部分は、自己情報コントロール権が憲法13条によって保障されていることを認めたものではない。

すなわち、同指摘部分においては、「日本国憲法第13条及び判例にて、憲法上の権利としてのプライバシー権を認めている。」と記載された後、「この観点から、最高裁判所は、みだりに個人が他人に個人情報を知らせたくないことは自然であり、この期待は保護されるべきであると判断した。」と記載され、脚注において早稲田大学名簿訴訟最高裁判決が引用されている。

これらに照らせば、同指摘部分の記載は、同最高裁判決が認めた限度、

すなわち、氏名、住所等の個人識別情報をみだりに第三者に「開示」されないことを法的保護の対象とするという限度で、プライバシーにかかる権利が憲法上の権利として保障されていることを述べているにすぎず、控訴人らが主張する情報コントロール権が憲法13条によって保障されていることを認めたものでないことが明らかである。

このように、控訴人らの上記主張は、同書簡の記載を殊更に自己に有利に曲解して指摘しているにすぎず、失当である。

3 原判決の判断枠組みに関する控訴人らの主張について

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、原判決が、「個人番号制度が個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表されない自由に対して具体的な危険が生じているかどうかは、⑦個人番号制度が、法令又は条例の根拠に基づき正当な目的の範囲内において個人に関する情報を取り扱う制度となっていること、及び、⑦番号利用法が政令等に委任する部分についても前記⑦にいう正当な立法目的の範囲内にあると認められること、これらに加えて、⑦個人番号制度に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのため個人に関する情報が法令若しくは条例の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して収集若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表される具体的な危険が生じていないかどうかについて、それぞれを慎重に審理判断する必要があるというべきである。」（原判決59及び60ページ）と判示したことに対して、「プライバシー・バイ・デザイン（P b D）に基づく必要性」、「EU一般データ保護規則（G D P R）でも採用されているP b D」、「プロファイリング防止の諸原則」、「第三者機関の必要性」、「運用面の審査の必要性」などを主張して、原判決の合憲性判断基準は極めて甘いものであって、失当であると主張する（控訴理由書19ないし21ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 前記2(2)で述べたとおり、憲法13条が、「自己情報コントロール権」や「自己に関する情報を、収集、保存、利用及び提供されることについて、情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利」を保障しているとは解されず、原判決は、これを前提として、判断枠組みを検討しているのであるから、控訴人らの上記主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

イ これをおくとして、控訴人らは、「たとえ法律等の定めに基づいて『適正』な収集・利用等がなされたとしても、それらが個人の人格権や自律権を侵害するようなマッチング・プロファイリングがなされる危険性があれば、憲法の保障に抵触するのであり、そのようなことが無いように制限する制度が必要である」などと主張しており（控訴理由書19ページ），その主張は、マッチング・プロファイリングがなされる抽象的な危険が生じていることをもって憲法13条によって保障される権利・自由に対する侵害があるとするものとも解し得る（なお、控訴人らの主張及び提出証拠に照らしても、マッチング・プロファイリングがなされる具体的な危険が生じているとは認められない。）。

しかしながら、憲法13条が個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利・自由を保障したものと解されること（芦部信喜「憲法学II人権総論」347ページ等）からすれば、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点から判断されるべきものと考えられる（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕163及び164ページ）。

原判決は、憲法13条が「個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表されない自由」を保障したものであると解されることを前提として（原判決56ページ），「番号利用法及び同法に基づく個人番号制度により前

記の自由に対する侵害があるかどうかについては、当該制度において、個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表されることについて、具体的な危険が生じているかどうかの観点から審理判断すべきである」とした（原判決58ページ）。

その上で、原判決が、具体的な危険が生じているかどうかの判断基準について前記(1)（10ページ）のとおり判示したことは（原判決59及び60ページ）、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという前記観点を踏まえたものであり正当である。

ウ したがって、原判決の判断枠組みが不十分であり、極めて甘いものであつて、失当である旨の控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

なお、原判決が、データマッチング等の具体的危険性の有無について、具体的な危険が生じているとまではいえないとの判断をしていることは、後記4(2)ウで述べるとおりである。

4 原判決のあてはめに関する控訴人らの主張について

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、原判決について、「原判決は、合憲性判断基準の当てはめにおいても、合理的な評価に基づかない、甘い判断を行っている」などと主張する（控訴理由書26ないし60ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 番号制度は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民が利便性の向上を得られるようにすることなどを目的としており（番号利用法1条）、これらはいずれも正当な行政目的であることは明らかである。また、番号制度導入による行政や民間企業の事務の効率化等により、年間1兆1500億円の経済効果があり、番号制度を通じた電子行政推進や民間企業等の業務の効率化により、年間3兆円以上の導入効果があるとの試算もある

ること、今後の利活用に関する行政効果などに照らせば、番号制度が、我が国全体の行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上に資することもまた明らかである。

この点、住基ネット判決も、住基ネットについて、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている旨判示して、その行政目的の正当性を認めており、これと共に共通性を有する番号制度の目的についても、正当なものであるというべきである。

上記の点を含む番号制度の目的の正当性については、原審において主張したとおりである（原審被告第1準備書面10ないし13ページ、原審被告第2準備書面7及び8ページ、原審被告第3準備書面8ないし11ページ、原審被告第4準備書面5ないし7ページ）。

原判決は、番号制度の目的について、同制度のもたらす長期継続的効果も踏まえて、その正当性を実質的に正しく評価している（原判決60ないし64ページ）。

イ(ア) 番号制度においては、個人番号及び特定個人情報が法令若しくは条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されることを防ぐために、法制度上の措置が講じられていることは、従前から被控訴人が主張しているとおりである（原審被告第1準備書面13ないし20ページ、原審被告第2準備書面10ないし12ページ、原審被告第3準備書面12ないし14ページ、原審被告第4準備書面5ないし7ページ）。

すなわち、個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能な場合は、それぞれ番号利用法第9条（別表第1）、19条（別表第2）において、限定列挙方式で個別具体的に規定されており、それ以外の場合には、たとえ本人の同意がある場合であっても許されない。このような個人番号

及び特定個人情報の提供、収集、保有の制限のほか、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとする際の規制、個人情報保護委員会による監視等、安全管理措置等の義務づけ、本人確認の義務付け、広範な罰則規定の存在、情報提供の記録と本人への開示といった法制度上の措置が講じられている。

- (イ) 原判決は、番号利用法の概要、個人番号の付番、個人番号を利用できる事務、特定個人情報の提供できる範囲、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、特定個人情報ファイルを保有しようとする者の義務等について認定しているところ（原判決35ないし54ページ）、その上で、番号制度においては、法制度上、①個人に関する情報を取得する場面において、個人番号や特定個人情報が法令又は条例に定める正当な目的の範囲を逸脱して収集等が行われないようにする仕組みや、特定個人情報ファイルを保有するに先立って、特定個人情報保護評価を実施して個人情報保護委員会の承認を受ける仕組みが設けられていること、②個人番号利用事務等実施者が本人から個人番号の提供を受ける場面において、当該個人番号を提供する者が本人であることを証することができる書類等により本人確認措置をとることによって、なりすまし等を防止する仕組みが設けられていること、③個人に関する情報を保有したり利用したりする場面において、個人番号利用事務等実施者及び個人番号関係事務実施者に対し、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることを義務付けたり、個人番号や特定個人情報を提供、収集、保有することができる場合を限定したりしていること、④情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が行われた場合にはその記録を一定期間保存することを義務付けたうえで、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等によって本人が情報連携の実施等の状況を確認することができる仕組みが設けられて

いること、⑤個人番号及び特定個人情報を不正に流出させる行為やその危険性を生じさせる行為について、広く懲役刑をも含む刑罰の対象としていること、⑥個人情報保護委員会が設置され、同委員会による監視・監督が実施されていることを指摘し、個人に関する情報が法令若しくは条例の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して収集若しくは利用され、又は第三者への開示若しくは公表されることを防ぐための法制度上の仕組みが設けられていることについて、正しく、かつ、実質的・具体的に認定している（原判決66ないし68ページ）。

(ウ) a なお、控訴人らは、「番号法の規定上は、『刑事事件の捜査』における個人番号（特定個人情報）の利用に関し、提供（19条）、収集、保管（20条）を可能とし、特定個人情報ファイルの作成制限（29条）もなく、個人情報保護委員会の監督も及ばない（36条）としている。すなわち、警察等の捜査機関は、自己が刑事事件の捜査に必要であると判断すれば、個人番号を利用して特定個人情報の提供を受け、収集保管し、特定個人ファイル（「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」（番号法2条9項））を作成し、将来にわたって利用することが可能である。つまり、番号法は、『刑事事件の捜査』における個人番号の利用に関して、制限なく、フリーハンドで利用することを可能としてしまっているのである。」旨主張する（控訴理由書38及び39ページ）。

b しかしながら、番号利用法19条14号は、例外的に特定個人情報の提供を許容する場合として、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法104条1項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査

院の検査（36条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき」を掲げている。

捜査機関が刑事事件の捜査のためであれば無制限に特定個人情報を収集できるものではないのは当然であり、捜査機関に対する個人情報の提供が、刑事訴訟法等の法令の定める手続（刑事訴訟法189条2項、191条1項等）に従って行われることを要するところ、番号利用法19条14号の「刑事事件の捜査」は、このような捜査を前提とするのであって、番号利用法上、刑事事件の捜査が行われる場合であればどのような場合でも必ず特定個人情報の提供が認められるものではない。また、同法9条5項により、捜査機関は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用できるにすぎない。

したがって、番号利用法上、刑事事件の捜査であったとしても、特定個人情報の収集利用が無限定に可能とされているわけではなく、これが可能であるかのように述べる控訴人らの主張は番号利用法の解釈を誤ったものである。

c また、番号利用法36条は、刑事事件の捜査を含む各議院審査等のために特定個人情報が提供される場合について、同法33条（指導及び助言）、34条（勧告及び命令）、35条（報告及び立入検査）の規定による委員会の監督の対象から除外するものである。これは、上記各条を適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、さらに、国政調査等及び裁判所の手続は三権分立の観点から、会計検査院の検査は権限の性格上、それぞれ独立性が強く要求され、また、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査は、裁判手続に付随する準司法手続である上、密行性が要求され、一方で刑事訴訟法、国税犯則取締法等において、各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられているためである。

したがって、番号利用法36条が、刑事事件の捜査について、同法33条ないし35条を適用除外としていることをもって、捜査機関が際限なく個人情報を収集できるものではない。

d 以上のとおり、刑事事件の捜査について、特定個人情報の提供や個人番号の利用について厳格に規制している上、裁判所による令状審査等の刑事訴訟法上の制約にも服するものであることからすれば、委員会の監督の対象から除外されているからといって、「自己が刑事事件の捜査に必要であると判断すれば」、「制限なく、フリーハンドで利用することを可能としてしまっている」とは到底いえない（原審被告第3準備書面9及び10ページ、原審被告第4準備書面5ないし7ページにおいて、従前から被控訴人が主張しているとおりである。）。

(e) また、番号利用法19条14号及び16号は白紙委任を認めるものではないから、同各号による委任が違憲である旨の控訴人らの主張には理由がないこと、番号利用法施行令26条及び同令別表各号は、番号利用法19条14号の委任の範囲を超えるものではないこと、個人情報保護委員会規則が番号利用法19条16号の委任の範囲を逸脱するものではないことは、従前から被控訴人が主張しているとおりであり（原審被告第5準備書面3ないし6ページ）、原判決においても正しく認定評価されている（原判決64ないし66ページ）。

ウ(ア) また、システム技術上においても、情報連携において情報提供事務に関する秘密について、その漏えい等を防止するための保護措置が適切に講じられていることは、従前から被控訴人が主張しているとおりである（原審被告第1準備書面13ないし20ページ、原審被告第2準備書面14ないし16ページ、原審被告第3準備書面14ないし20ページ）。
すなわち、番号制度においては、特定の機関に個人情報を集約して单一のデータベースを構築する「一元管理」ではなく、従来どおり、各機

関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法を執り、かつ、情報提供ネットワークシステムは、番号利用法が規定しない情報連携についてアクセスを制御し、同法が規定しない情報連携を防止するシステムとなっている。すなわち、各地方公共団体が自治体中間サーバーで管理するデータは、情報保有機関である各地方公共団体が管理する情報へのアクセス権限を設定することによりアクセスできる者を限定し、かつ、それぞれ暗号化されたデータベースにおいて、管理することとしている。よって、データを保有する地方公共団体以外は当該データを取り扱うこととなっており、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣が自治体中間サーバーにアクセスして個人の情報を把握することはシステム上なし得ないよう措置されている。

また、各機関が情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たっては、本人を一意に特定する何らかの識別子を介在させることにより、他の機関が有するデータベースの中から必要な情報を特定する必要があるが、番号制度においては、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）は用いられず、また、個人番号を直接個人を特定する共通の識別子として用いず、当該個人を特定するための情報提供用個別識別符号（番号利用法施行令20条）を識別子として用いるため、情報提供ネットワークシステム設置・管理者が当該個人情報が具体的に誰の情報であるかを識別し把握することは不可能である上、情報提供ネットワークシステムを通じた通信は情報照会者のみでしか復号できないよう暗号化されているため、たとえ情報提供ネットワークシステム設置・管理者である総理大臣であっても、情報連携が行われている通信回線内の情報を確認することはできない仕組みとなっている。

さらに、自治体中間サーバーは、インターネットから隔離し、行政専

用の閉鎖的なネットワークを活用したり、自治体中間サーバーに接続する回線について地方公共団体ごとに分離（VPN装置の利用）したりする等のセキュリティ対策を行っている上、上記のとおり、情報は地方公共団体ごとにアクセスが限定された暗号化されたデータベースにおいて管理されている。したがって、仮に一つの地方公共団体の自治体中間サーバーに不正アクセス等があったとしても、芽づる式に他の地方公共団体の自治体中間サーバーに保存された情報を引き出せるものではない。

これに加え、自治体中間サーバーに登録している当該住民の情報は、当該自治体中間サーバー上、情報提供用個別識別符号によって管理されており、基本4情報や番号利用法2条5項にいう個人番号は保存されていない。そのため、仮に不正アクセス等により情報の漏えいがなされたとしても、それが具体的に誰の情報であるのかを特定することは極めて困難である。

(イ) そして、これらのシステム技術上の措置に加えて、前記イのとおり、法制度上、目的外利用が行われないように、特定個人情報の収集、利用、保管及び提供が厳しく制限され、広範な罰則規定が存在することなども総合すれば、番号制度等における情報連携により、特定の個人に関して、人格プロフィールを作成することができないような仕組みが設けられているというべきであって、控訴入らが主張するようなデータマッチングによるプロファイリングがされるという具体的な危険が生じているとはいえない。

(ウ) この点について、原判決は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携について認定しているところ（原判決42ないし46ページ）、その上で、①個人番号制度は、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを用いて情報を保有する者に対して情報照会を行い、情報の照会に応じて特定個人情報の提供を行うという「分散管理」の方法を採用して

いること、②情報提供ネットワークシステム自体がインターネットから隔離され、番号利用法が規定しない情報連携についてはアクセスを制御していること、③情報連携を行う際には個人番号ではなく情報提供用個人識別符号を用いているから、個人番号を不正に入手したとしても、単にそれのみによっては特定個人情報を取得することはできず、また、情報提供ネットワークシステムを用いた通信は暗号化されていること、④特定個人情報は各行政機関ごとに分散管理されており、仮に一つの自治体中間サーバーに不正アクセスがあったとしても芋づる式に個人情報を引き出せるような構造にはなっていないこと、⑤個人情報の管理は情報提供用個人識別符号により行われているから、流出した個人情報を利用し、情報提供ネットワークシステムを用いたデータマッチング等が行われる危険は極めて小さいことなどを指摘し、個人番号や特定個人情報が法令又は条例に定める正当な目的の範囲を逸脱して収集等が行われないようにするシステム技術上の仕組みとして機能するものと認められることについて、正しくかつ具体的に認定している（原判決68ないし70ページ）。

エ 控訴人らの指摘する再委託の問題を含め、個人情報保護委員会が、立入検査指導及び助言、改善状況の確認等を実施するなど、実質的に機能していることについては、原審において主張したとおりであり（原審被告第4準備書面7及び8ページ）、原判決においても正しく認定評価されている（原判決54及び55ページ、70及び71ページ）。

また、控訴人らの指摘する個人番号の紛失・盗難や悪用に関する事故例については、いずれも番号制度の法制度上の不備又はシステム上の欠陥により生じたものではない。なお、上記のような事故例が発生するおそれがあることは、情報を記した書面等を保管する業務一般に抽象的に存在する危険にすぎない（原審被告第2準備書面17ないし19ページ、原審被告

り、正当である（原判決71及び72ページ）。

カ 以上によれば、原判決が判断枠組みに基づいていたあてはめは、「合理的な評価に基づかない、甘い判断」とはいえないから、控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

5 個人番号カード普及促進策に関する控訴人らの主張について

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「個人番号カード普及促進策は、プライバシー権保障に対する対策をとらないまま、番号法17条1項において申請があった場合にのみ個人番号カードを取得するものとされていることに反して、事実上取得を強制するものであるなど、人格権・プライバシー権侵害、個人情報の漏洩に結び付きかねないものである。」、「最も問題が大きいのは、個人番号の記載である。」、「本人は個人番号カードの表面だけ見せるつもりでも、相手方が裏

面の個人番号を見て記録し、自ら利用したり他者に提供したりしてしまう危険性が生じる。」、「個人番号カードの利用場面が増え、多くの国民に日常的に携帯されるようになると、個人の人格権及びプライバシー権侵害の発生のみならず、紛失やのぞき見等による情報漏えいの危険性も明らかに高くなる。」などと主張する（控訴理由書・49ないし50ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 個人番号は、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものであって、個人番号自体に個人のプライバシーに属する情報を含むものでないことは、従前から被控訴人が主張しているとおりであり（原審被告第1準備書面10ページ），原判決においても正しく認定評価されている（原判決58ページ）。

イ 上記の点をおくとしても、個人情報保護の観点から、個人番号カードの交付時に個人番号等の欄をマスキングするカードケースを交付し、カードケースに入れたままの利用が可能とするなどの対策が講じられている（原審被告第2準備書面10ページ）。

また、仮に、個人番号を本人以外の者が盗み見たり、個人番号カードが盗難されたとしても、本人以外の者による成りすましを防止するための対策が講じられていたり、本人の請求又は職権により個人番号を変更したり、個人番号カードの機能を一時停止等させることができることは、従前から被控訴人が主張しているとおりである（原審被告答弁書19、35及び36ページ、原審被告第1準備書面19及び20ページ、26ないし32ページ）。

そして、番号利用事務者の個人番号の不正利用や濫用については、刑罰の対象とするなどの制度的な措置も講じているほか（前記4(2)イ、原審被告答弁書36ないし38ページ），仮に個人番号を不正に入手した者に

よって情報提供ネットワークシステムに不正アクセスが試みられたとしても、情報連携には、個人番号を用いず、個人番号を推知し得ない情報提供用個人識別符号を用いるため、誰の情報であるかを識別したり、把握したりすることはできない仕組みとなっており、特定個人情報を取得することはできないなどのシステム技術上の措置が講じられている(前記4(2)ウ)。

ウ 以上によれば、個人番号カードの普及促進の施策により、控訴人らの個人に関する情報がみだりに第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているとはいえない。

したがって、控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

第3 求釈明に対する回答等

1 はじめに

控訴人らは、控訴理由書において、種々の釈明を求めているが(控訴理由書55及び56ページ)、前記第2の5で述べたとおり、個人番号カードの普及促進の施策によって、控訴人らの個人に関する情報がみだりに第三者に開示又は公表されない自由が侵害されているものとは認められないであって、いずれについても釈明の必要性に乏しい。被控訴人は、必要と認める範囲で、回答する。

2 求釈明①について

(1) アについて

オンライン資格確認等システムを導入する際に医療機関・薬局において必要となる顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入、ネットワーク環境の整備等に要する費用への財政支援として、医療情報化支援基金において、令和元年度予算に300億円、令和2年度予算に768億円を計上している。

このうち顔認証付きカードリーダーについては、医療機関・薬局からの申請に応じて一括調達し、原則、病院に対しては3台、その他の医療機関及び

薬局に対しては1台を無償配布することを想定しており、これを除く費用について、補助率や補助限度額等を定め、医療機関・薬局への補助を行うこととしている。

なお、資格確認端末は顔認証付きカードリーダー1台に対して1台必要と想定しているが、端末費用の上限や台数に制限は設けていない。

(2) イについて

令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ場合には、特例的に補助限度額の範囲まで定額補助を行うこととしているため、各医療機関、薬局におけるシステムの機能や規模等に左右されるものの、特別な機能の追加がなければ、医療機関・薬局における自己負担は基本的には生じないものと想定している。

同年4月1日以降に申し込んだ場合には、補助率を適用するため、補助限度額を超える費用は自己負担となる。

なお、レセプトコンピュータに組み込むパッケージソフトの購入費用についても補助対象としているが、オンライン資格確認等システムを導入するにあたって、レセプトコンピュータの導入は必須ではない。

(3) ウについて

オンライン資格確認等システムの構築及び同システムと連携する医療保険者等システムの改修費用として、令和元年度予算に約300億円、令和2年度予算に約130億円を計上している。また、オンライン資格確認等システムと医療保険者等向け中間サーバーの運用保守費用としては、薬剤情報等の提供の機能も含め、令和3年度時点で年間約37.2億円程度を想定している。

3 求釈明②について

(1) アについて

オンライン資格確認等システムの導入により、失効した保険証の利用によ

る資格過誤に係る医療保険者等、医療機関・薬局の事務コストが年間約80億円程度削減できると想定している。また、コストメリットだけではなく、患者が事前に医療保険者等に限度額適用認定証等を申請しなくても医療機関の窓口で高額療養費制度による支払限度額が適用可能となることや、医療機関において患者の同意を得て特定健診情報やレセプトから組成された薬剤履歴情報等の閲覧が可能となることで診療の質の向上が図られることなど、様々な効果があると想定している。

(2) イについて

審査支払機関では、医療機関等から提出された診療報酬明細書等について保険者等からの委託を受けて審査を行う。その際、被保険者の直近の医療保険資格を確認し、医療機関から提出された診療報酬明細書等に記載された医療保険資格に誤りがあれば、直近の情報に修正して保険者に請求するため、控訴人の指摘するタイムラグによる問題も相当程度減少するものと考えている。

4 求釈明③について

(1) アについて

例えば、医療機関等と審査支払機関間のネットワーク回線は、「閉域IP網を利用したIP～VPN接続」又は「IPsecとIKEを組み合わせたインターネット接続」を使用し、電子証明書による相手認証、データの暗号化及び厳格なユーザー管理を行い、データの滅失・漏洩及び改ざん防止を図るとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ安全性を確保している。

また、審査支払機関が保険者の委任を受けて運用するオンライン資格確認等システムでは、患者の医療情報の提供に関する同意や医療機関等の医療情報の閲覧等に関する履歴管理機能や不正アクセスの監視機能の導入、ストレージやデータベースの各データ格納領域の暗号化、ファイアウォールの設置等のセキュリティ対策を講じている。

(2) イについて

セキュリティの仕様に関わるので、回答できない。

(3) ウについて

本件において争点となる控訴人らの具体的な権利利益の侵害との関連性が全く不明であって、回答を要しない。

5 求釈明④ないし⑥について

本件において争点となる控訴人らの具体的な権利利益の侵害との関連性が全く不明であって、回答を要しない。

6 求釈明⑦について

現時点において、被控訴人において、将来的な健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。）の廃止を計画した事実はない。

第4 結語

以上のとおり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であって、控訴人らの主張はいずれも理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上

別紙1

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ペー ジ
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によって改正された番号利用法	第2 準備書面	21
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のも）	答弁書	30
行政機関個人	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	答弁書	37

情報保護法	律（平成15年法律第58号）		
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	答弁書	37
国賠法	国家賠償法	第1 準備書面	5
公的個人認証法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）	求釈明回 答書(2)	23
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）	答弁書	17, 18
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	第1 準備書面	12
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	第1 準備書面	12
番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令85号）	求釈明回 答書(2)	16
住基法施行令	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第29号）	求釈明回	7

	2号)	答書(2)	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）	答弁書	21, 22
(別添) 安全管理措置（事業者編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の別添資料である	第1 準備書面	17
(別添) 安全管理措置（行政機関等編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の別添資料である	第1 準備書面	17
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	答弁書	19
ICチップ	半導体集積回路	答弁書	19
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24
行政機関の長等	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27

評価書	番号利用法28条1項の規定により、行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定める	答弁書	29
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第1 準備書面	5
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第1 準備書面	5
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求	第1 準備書面	5
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第1 準備書面	5
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第1 準備書面	8
管理、利用等	収集、管理又は利用	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決 (民集62巻3号777ページ)	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決 (民集62巻3号665ページ)	第1 準備書面	8
情報照会者	番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報提供者	番号利用法別表第2の第3欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回	8

		答書(2)	
日本再興戦略 2015	平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」	求釈明回 答書(2)	11
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回 答書(2)	11
個人番号利用 事務	番号利用法2条10項に規定する個人番号利用事務	求釈明回 答書(2)	12
日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて」	求釈明回 答書(2)	12, 13
自治体中間サーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回 答書(2)	17
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、評価を実施する機関（同指針第2の1参照）	求釈明回 答書(2)	20
個人番号利用 事務実施者	番号利用法2条12項の規定にする個人番号利用事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
個人番号関係 事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービス仕様書	第2 準備書面	15
情報提供ネットワークシステム設置・管 理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（番号利用法21条参照）	第2 準備書面	15

技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準 (平成27年総務省告示第401号)	第2 準備書面	16
原告準備書面 (1)	原告らの平成28年9月21日付け準備書面 (1)	第2 準備書面	5
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面 (2)	第2 準備書面	5
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバ ー付番の仕組み」	求釈明回 答書(2)	7
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈明申立 書	第2 準備書面	5
被告第1準備 書面	被告の平成28年6月21日付け第1準備書面	第2 準備書面	5
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明に対す る回答書(2)	第2 準備書面	9
原告準備書面 (3)	原告らの平成29年11月7日付け準備書面 (3)	第3 準備書面	5
原告準備書面 (4)	原告らの平成30年2月20日付け準備書面 (4)	第3 準備書面	5
京都府学連訴 訟最高裁判決	最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決	第3 準備書面	5
指紋押捺制度 訴訟最高裁判 決	最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判 決	第3 準備書面	5
前科照会訴訟	最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判 決	第3	5

最高裁判決	決	準備書面	
ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決	最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
法廷イラスト訴訟最高裁判決	法廷イラスト訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
被告第2準備書面	平成29年7月10日付け被告第2準備書面	第3 準備書面	6
原告準備書面(5)	原告らの平成30年7月26日付け準備書面(5)	第4 準備書面	4
被告第3準備書面	平成30年5月15日付け被告第3準備書面	第4 準備書面	4
年金機構	日本年金機構	第4 準備書面	6
本事案	年金機構から株式会社SAY企画に委託された扶養親族申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかず他の事業者に再委託されていた事案	第4 準備書面	6
原告準備書面(8)	原告らの令和元年8月29日付け準備書面(8)	第5 準備書面	3
原告準備書面(9)	原告らの令和元年12月2日付け準備書面(9)	第6 準備書面	3

控訴理由書	控訴人らの令和2年10月30日付け控訴理由	控訴答弁書	4
	書		

別紙2

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 柴田 宛て

電話 03-5213-1291

-1293

-1392

FAX 03-3515-7308